

幸区ご近所支え愛事業実践講座実施要綱

(目的)

第1条 「幸区ご近所支え愛モデル事業」(以下「モデル事業」という。)を推進するため、自助・互助について学び地域で実践する人材を育成することを目的に、「幸区ご近所支え愛事業実践講座」(以下「講座」という。)を実施する。

(内容)

第2条 講座の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 地域包括ケアシステムに関する事
- (2) 「モデル事業」に関する事
- (3) 「モデル事業」の推進にあたり、地域で見守り活動等を行う人材を育成すること
- (4) 「モデル事業」を実施する地域住民の資質向上に関する事
- (5) 健康・福祉に関する知識の普及啓発に関する事
- (6) その他必要な事項

(対象者)

第3条 講座の対象者は次の者とする。

- (1) 幸区在住、在勤、在学の者
- (2) その他区長が必要と認める者

(その他)

第4条 この要綱に定めるものの他、必要事項については区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(ふれすこ(ふれあい・すこやか)サポーター養成講座実施要綱の廃止)

2 ふれすこ（ふれあい・すこやか）サポーター養成講座実施要綱（平成27年4月1日27川幸高第907号区長専決）は廃止する。